



平成28年度 WAM助成 募集のお知らせ

独立行政法人福祉医療機構（WAM）が行う社会福祉振興助成事業（WAM助成）は、国庫補助金を助成金の財源とし、NPOやボランティア団体などが行う民間福祉活動に対して助成する制度です。高齢者・障害者などが地域のつながりの中で自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動に対して、助成というカタチでお手伝いしています。

《応募期間》

平成28年4月1日（金）～4月28日（木）
(書類必着)

詳細は[28年度WAM助成のお知らせ]のホームページに掲載しています。

☞WAMホームページ(<http://hp.wam.go.jp/>)の右上にある“バナー”をクリックしてください。

↓

平成28年度
WAM助成
募集中です！ 山形助成

ここをクリック！

皆さまからのたくさんのご応募
をお待ちしています！



独立行政法人福祉医療機構
Welfare And Medical Service Agency

1 WAM助成を受けられる対象者

- NPO法人
- 社会福祉法人
- 医療法人
- 公益社団法人、公益財団法人
- 一般社団法人、一般財団法人（定款において残余財産を公益目的の法人に配分することを規定する法人に限る）
- その他社会福祉の振興に寄与する事業を行う法人・団体

（次の法人・団体は助成対象者から除外）

- 国、地方公共団体、独立行政法人等
- 反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関係にある法人・団体
- 過去に法令等に違反する等の不正行為を行い、不正を行った年度の翌年度以降5年間を経過しない法人・団体
- 株式会社等の営利事業を目的に設立された法人・団体
- 役員（理事）が1人のみの法人・団体
- 監事を設置しない法人・団体（定款等に監事の設置規定がないものを含む）
- 役員会など意思決定を行うための組織について、運営規約等に定めがない団体

2 WAM助成の対象となる事業

次の（1）又は（2）のいずれかの事業であり、かつ、次ページに掲げる助成テーマに該当し、応募団体が自ら主催する事業とします。

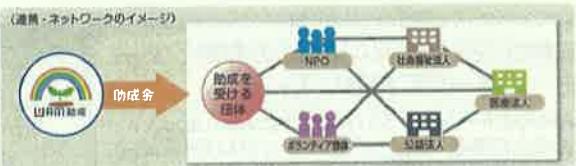
助成対象事業	(1) 地域連携活動支援事業	(2) 全国的・広域的ネットワーク活動支援事業
事業内容	地域の多様な社会資源を活用し、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、社会福祉諸制度の対象外のニーズ、その他地域の様々な福祉のニーズに対応した地域に密着した事業（同一都道府県内）	全国又は広域的な普及・充実等を図るために、複数の団体が連携やネットワーク化を図り、相互にノウハウを共有し、社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業又は社会福祉施策等を補完若しくは充実させる事業
《要件①》他の団体との連携	核となる団体が他の団体（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、公益法人、企業、自治体、ボランティア団体等）と相互に連携し、協力関係を築き実施する事業であること	
《要件②》活動の範囲	同一の都道府県内で活動する事業であること	二つ以上の都道府県で活動する等、支援する対象者が一つの都道府県域を超えて広域にわたる事業であること
助成金額（注）	50万円～700万円	50万円～2,000万円

（次に該当する場合は助成対象事業から除外）

- 営利を目的とする事業
- 調査・研究を目的とする事業
- 国または地方公共団体並びに民間の助成機関から補助・助成を受ける事業
- 介護給付、自立支援給付など国または地方公共団体の定める制度・要綱に基づき実施する事業
- 国または地方公共団体から委託を受けて行う事業
- 事業の主たる部分を実質的に行わず外部委託（総事業費に占める外部委託の割合が50%以上）する事業や、第三者に資金を交付することを目的とした事業が大部分（総事業費に占める交付資金の割合が50%以上）を占める事業

◆ 連携・ネットワークとは ◆

助成を受ける団体が同じ目的を持つ他の団体と相互に連携し、協力関係を築いて事業に取り組むことをいいます。



3 WAM助成の対象となる経費

- 謝金
- 旅費（国内外旅費）
- 借料損料（会場借料含）
- 家賃
- 備品購入費
- 消耗品費（燃料費、食材費含）
- 印刷製本費
- 通信運搬費
- 会議費
- 貨金
- 委託費
- 保険料
- 雑役務費
- 光热水費

（注1）助成対象経費のうち、基準限度額（助成金で負担できる上限額）が定められている経費がありますのでご注意ください。

（注2）助成対象経費であっても、その妥当性・必要性の判断から助成の対象とならない場合があります。

4 WAM助成の対象となるテーマ（助成対象テーマ）

- 平成28年度助成事業においては、「高齢者などの孤立防止・認知症対策」、「児童虐待防止」、「貧困・格差対策」、「東日本大震災等で被災された方等を支援する事業」及び「災害時における福祉支援を担う人材の育成に係る研修・訓練に関する事業」を重点的に助成金を配分する事業とします。
- 次に掲げる助成テーマのうち、**重点** となっている助成テーマが該当※します。
※「東日本大震災等で被災された方等を支援する事業」は(1)～(19)の助成テーマが該当します。

1 高齢者や障害児・者などが地域で普通の暮らしをすることを支援する事業

- 重点** (1) 高齢者や障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすために社会からの孤立を防止する事業
- 重点** (2) 病院や施設を退院・退所する高齢者や障害者の在宅・地域移行支援事業
- 重点** (3) 認知症（若年性認知症を含む）をはじめ介護を必要とする方とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすための支援に関する事業
- (4) 障害の特性に応じた日常生活や社会生活、就労などの支援に関する事業
- (5) 虐待や消費者被害の防止、障害の有無による分け隔てのない共生社会の実現、成年後見等高齢者・障害者の権利擁護に関する事業
- (6) 引きこもり青年や軽度の発達障害者等の自立生活に向けた就労前の支援に関する事業
- (7) 難病や終末期医療等の重度な状態にある者とその家族の支援に関する事業
- (8) たんの吸引等医療的ケアの必要な障害児・者とその家族の支援に関する事業
- (9) 障害者の芸術やスポーツ等の文化的活動を通じた社会参加を促進する事業

2 地域や家庭における子ども・子育てに関する事業

- 重点** (10) 専門機関や専門職からの協力を得ながら、児童虐待の防止、早期発見、虐待対応の仕組みをつくる事業
- 重点** (11) 児童虐待の防止・早期発見、子どもがいる家庭のDV対策など、子ども・家庭を支援する事業
- 重点** (12) 児童養護施設・自立援助ホーム等を退所した後の社会的自立を目指した支援を行う事業
- (13) 難病や慢性的な疾病を抱える子どもたちの支援や家族の負担軽減を行う事業
- (14) 妊娠・出産・子育てを通じて地域で必要なサポートを行い、子育て支援を行う事業

3 貧困・格差対策等社会的支援（福祉的支援）を行う事業

- 重点** (15) 生活困窮者の自立のための就労支援・生活支援や、自立した地域生活を送るための継続的支援を行う事業
- 重点** (16) 生活困窮に陥った若者のステージに応じた多様な就労支援、自立生活の支援に関する事業
- 重点** (17) ひとり親家庭などの生活困窮世帯の養育支援や子どもの学習支援に関する事業

4 福祉・介護従事者等の確保・育成に関する事業

- (18) 福祉・介護従事者やボランティアの資質の向上や定着支援、福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業
- (19) 多様化する福祉課題に対して総合的な相談や支援ができる福祉人材の育成に関する事業
- 重点** (20) 災害時における福祉支援を担う人材の育成に係る研修・訓練に関する事業

5 WAM助成の対象となる事業の実施期間

【事業実施期間】平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

（注）この助成金を受けて行う事業は、この実施期間内に終了する必要があります。また、助成事業に係る経費の支払いもこの期間内に終了する必要があります。

6 WAM助成の応募の方法など

詳細はWAMホームページに掲載
WAM 独立行政法人 福祉医療機構

(1) 要望書(応募書類)の作成・準備

☞ ① WAMホームページ(<http://hp.wam.go.jp/>)の右上にある“バナー”をクリックしてください。

② 「平成28年度社会福祉振興助成金要望書」をダウンロードし、必要事項を記入してください。

(注) 「事業内容編(Wordファイル)」と「事業費編(Excelファイル)」の2種類を作成のうえ提出してください。

☞ 要望書に添付する次の書類を準備してください。

- ① 定款、寄付行為又は運営規約等 ② 応募時における最新の予算書 ③ 応募時における最新の決算書
④ 法人登記簿(「登記事項証明書」)の写し(任意団体は除きます。)(法人は貸借対照表も必須)
※いずれも応募の時点で理事会等の承認済みの書類のうち、最新のものとしてください。

(2) 要望書(応募書類)の提出

☞ 応募期間内に「要望書(原本)」と「添付書類」を郵送にて提出してください。

《応募期間》 平成28年4月1日(金)～平成28年4月28日(木) ※書類必着

(注) 応募開始前および締切り後の受付は一切いたしませんのでご注意ください。

<郵送先>

〒105-8486 東京都港区虎ノ門4丁目3番13号 ヒューリック神谷町ビル9階
独立行政法人福祉医療機構 NPOリソースセンター NPO支援課



(3) 選定方法とその結果の通知

- ☞ 助成対象事業の選定は、外部有識者からなる「社会福祉振興助成事業審査・評価委員会」で審査します。
☞ 選定結果については、平成28年6月末を目途に応募団体へ文書をもってお知らせします。
なお、選定結果に関するお問い合わせ等にはお答えできませんので、予めご了承ください。

助成相談窓口のお知らせ



WAM助成では、助成金のご応募をお考えの方のために助成相談窓口を常設しています。
どうぞお気軽にご相談ください。

- ①電話 TEL 03-3438-4756 《受付時間》月曜日～金曜日 9:00～17:00(土日祝祭日を除く)
②直接面談 WAMの面談室でお話を伺います。(東京本部のみ)
※必ず事前にお電話(03-3438-4756)にて日時をご予約ください。
③メール WAM助成メールアドレス(wamjyosei@wam.go.jp)あてお送りください。

<WAM助成利用にあたっての留意事項>

- (1) この助成金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」及び関係する規程等が適用されます。なお、不正な手段により助成金の交付を受けた場合、又は他の用途へ使用した場合は、刑事罰が課せられることがあります。
(2) 助成対象事業として採択された際には、機構が定めた助成金に関する規程等を遵守していただきます。規程等に反する行為があった場合、助成金の返還請求等を行うことがあります。また、助成の決定を取り消した場合、取り消した部分に加算金を加えた金額を返還していただくとともに、決定を取り消した翌年度以降5年間は、助成の要望を受け付けません。
(3) 他の助成機関の助成等を受けて事業を実施することとなった場合は、採択後であっても機構の助成金を利用する資格を失います。
(4) 助成対象事業については、機構の監査及び会計検査院の検査の対象になります。また、助成期間中に進歩確認調査等を行い、適切な事業実施のための助言・指導を行います。
(5) 助成対象事業の広報等で使用するちらし、ポスター、パンフレット、看板、垂れ幕などの制作物、ホームページ等その他の広報媒体、成果を取りまとめた報告書等の成果物には、「独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業」の助成表示を必ず明記していただきます。
(6) 助成対象事業終了後、定められた期限までに事業完了報告書及び事業の自己評価書をご提出いただくとともに、助成事業の事業評価にご対応いただくことが必須となります。
(7) 助成対象事業において研修会、講習会、シンポジウム、展覧会、スポーツ大会などを実施される場合には、助成対象事業の成果や改善点の確認のため、助成対象事業に参加された方々(利用者)へのアンケート調査を実施していただきます。
(8) ご提出いただいた書類は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」に基づき、情報公開の対象となります。
(9) ご提出いただいた顧客情報及びお客さまの情報は、社会福祉振興助成事業業務及びこれに附帯する業務並びに以下の業務の実施に必要な範囲内で適正に利用いたします。
・郵送等による機構が提供するサービスのご案内
・市場調査、データ分析及びアンケートの実施等によるサービスの研究及び開発のため
また、機構業務の中でお客さまサービスの向上のために使用することがあります。
※顧客情報及び業務上知り得たお客さまの情報については、漏洩防止に努めて適切に管理し、機構が定める期間経過後に焼却等により廃棄します。